

創業2年未満・起業予定・独立開業に興味のある皆様

野田商工会議所の

# 創業セミナー

開催のご案内〔第2回〕

チャレンジ  
しませんか？

## ◆野田商工会議所の「創業セミナー」とは...

創業2年未満、起業予定、独立開業に興味のある方...等の対象者様に創業時に必要な経営の基礎知識を知って（確認して）いただくためのセミナーです。

近年、当所へのご相談の中でも創業に関する相談は増加傾向にあります。

最初から公的支援機関・各種専門家等を活用して創業された方と、公的支援機関を活用できる事を知らないまま創業された方では、各種届出・助成金・融資利用等に差が出てしまっているのが現状です。

そこで、今回は当所創業相談の中でも質問の多かった「各種届出書と税務関係」・「開業融資と開業計画の留意点」・「公的支援機関活用」の3つをテーマに開催します。

是非、参加者の皆様が万全な態勢で創業出来るように本セミナーをご活用下さい。

### 【開催内容・申込方法等】

◎対象 創業2年未満、起業予定、独立開業に興味のある方...等 どなたでも参加出来ます。

◎開催日時 平成23年11月13日（日）13:00～16:00

◎内容 裏面カリキュラム参照

◎場所 野田商工会議所 大会議室〔樺のホール5階：野田市中野台168-1〕

※駐車場の駐車台数に限りがありますので、公共の交通機関等ご利用下さい。

◎受講料 無料


◎定員 30名（先着順）



創業セミナーのお申込は、電話・FAXのいずれかで

参加者名	区分 ☑して下さい。	□創業2年未満 □起業予定 □独立開業に興味がある
ご住所	電話 FAX	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することがございます。

お申込み・お問い合わせは、野田商工会議所【TEL:04-7122-3585/FAX:04-7122-7185】担当:平井まで 



# 野田商工会議所第2回「創業セミナー」カリキュラム

## 1 「オリエンテーション」

- ①本日の講師・スタッフ等紹介
- ②配布資料の確認



13時00分～13時10分

## 2 「開業(創業)時の各種届出書と税務」

13時10分～15時00分

講師：千葉県税理士会柏支部 税理士 土生谷 博之 氏

### 《土生谷会計事務所》

★住所 〒278-0237 千葉県野田市野田 808-2

★電話 04-7124-3308

★URL <http://habu.tkcnf.com>

★所属 千葉県税理士会 TKC全国会 野田商工会議所

★備考 野田商工会議所「平成21年度経営革新塾」「平成22年度簿記講習会」講師



## 3 「開業(創業)融資と開業計画の留意点」

14時10分～15時00分

講師：(株)日本政策金融公庫松戸支店 国民生活事業 融資第二課長 岩脇栄治 氏

### 《日本政策金融公庫 松戸支店 国民生活事業》

★住所 〒271-0091 千葉県松戸市本町 7-10 ちばざんビル5F

★電話 047-367-1191

★URL <http://www.jfc.go.jp/>

★備考 定例相談 毎月第3木曜日 野田商工会議所



## 4 「商工会議所を活用してみませんか？」

15時10分～16時00分

説明：野田商工会議所 中小企業相談所長 岡部勝廣

### 《野田商工会議所》

★住所 〒278-0035 千葉県野田市中野台 168-1 櫛のホール5F

★電話 04-7122-3585 ★FAX 04-7122-7185

★URL [www.nodacci.or.jp](http://www.nodacci.or.jp)

★備考 中小企業相談所では、経営に関するご相談を随時受け付けています。

☞商工会議所のヒミツ [www.jcci.or.jp/secret/](http://www.jcci.or.jp/secret/)



※講師につきましては変更の場合もございます。ご了承下さい。

### ◆創業セミナー参加のメリット

#### ①公的支援機関としての商工会議所を最大限に活用出来ます

開催後に疑問に思った事・気付いた点・課題...等を商工会議所のすべての支援メニューを活用しながら解決していきます。[「セミナー⇒課題発見⇒解決」に対して日時・場所を問わず経営指導員(※)と専門家派遣(中小業支援ネットワーク)による巡回指導等で可能な限り対応していきます。]

#### ②経営指導員より情報提供等

受講者の皆様には、最新の施策・補助金・融資制度等の情報提供、当所事業の案内等を行います。また、各種個別相談にも対応していきます。

※経営指導員とは？：経営指導員とは、商工会議所の職員で一定の資格を有するものが経産大臣の承認を得て選任された実務指導員であり、経営全般にわたり広く相談・指導にあたっています。また窓口相談のほか、事業所に出向いての巡回指導を行っています。【無料です】

☞当所では、4名〔岡部・平井・長妻・高倉〕が配置されております。

『窓口で…巡回で…お気軽にご相談下さい。』